

証券コード 8037
令和3年6月8日

株 主 各 位

仙台市青葉区国分町三丁目1番18号

カメイ株式会社

代表取締役社長 亀 井 文 行

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和3年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 仙台市青葉区国分町三丁目1番18号
カメイビル 9階

※同封の「新型コロナウイルス感染防止の対応について」をご確認いただき、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第108期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第108期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kamei.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

〔令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が続いており、各国・各地域で都市封鎖、人・物の移動制限、外出規制が行われ、消費需要の減少や生産活動が停滞するなど、極めて厳しい状況となりました。

国内経済においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いており、経済活動の停滞や景気の悪化が長期化するなど、極めて厳しい状況となりました。

このような環境のもと、当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大により事業活動に大きな制約を受けながらも、お客様や従業員の安全確保と感染拡大防止を最優先としつつ、商品の安定供給とサービスの提供継続に努めました。

また、グループの総合力向上と経営基盤を強化し将来にわたる持続的な成長を図るため、新規顧客獲得を推進するとともにM&Aによる事業領域の拡大に取り組み、Kamei Vietnam Joint Stock Company及びグループ会社3社（ベトナム社会主義共和国においてワインの輸入・卸販売を展開）を当社グループに迎え入れ、海外・貿易事業の強化を図りました。さらに、環境の変化に対応すべく、組織、財務、物流などの改革を推進し経営の効率化に努めました。

以上の結果、売上高は原油価格下落に伴う石油製品価格の低下などにより4,053億32百万円（前期比89.3%）、営業利益は家庭用燃料の販売増加、海外事業や建設工事の伸長などにより115億4百万円（前期比110.6%）、経常利益は129億77百万円（前期比110.5%）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、関連会社の株式を交換したことに伴う特別利益を計上したことなどにより78億48百万円（前期比116.2%）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度から、住宅関連事業の名称を建設関連事業に変更しております。当該変更は名称の変更のみであり、事業区分の方法に変更はありません。

(エネルギー事業)

当事業部門における石油関係につきましては、ガソリンスタンドでの販売は、外出自粛などにより需要が減少するなか、設備の定期的な消毒など感染防止に配慮して供給の継続に努めるとともに、タイヤ・整備・洗車・コーティングなどトータルサービスの強化に取り組みました。その他産業用燃料などの法人需要向け販売は、経済活動の制限などにより石油製品需要が減少する厳しい環境のなか、非対面営業など感染拡大防止に配慮した営業活動の展開などにより新規・深耕開拓に努めました。

L P ガス関係につきましては、外出自粛や営業時間短縮により飲食店などの業務用の販売が減少した一方、家庭向けの販売が伸長しました。

以上の結果、売上高は1,838億46百万円（前期比83.8%）、営業利益は57億62百万円（前期比101.4%）となりました。

(食料事業)

当事業部門における食品関係につきましては、外出自粛や営業時間短縮などにより外食需要が大幅に減少したため、飲食店向けの畜産加工製品や農産品の販売が減少し低調に推移しました。

酒類関係につきましては、地酒などの差別化商品の販売強化や輸入ワインの取扱商品拡充に努めたものの、外食需要の減少などにより厳しい状況となりました。

以上の結果、売上高は355億87百万円（前期比87.6%）、営業損失は2億62百万円（前期は5億67百万円の営業利益）となりました。

(建設関連事業)

当事業部門における建設資材関係につきましては、鉄骨工事の完成工事高が前年に比べて減少したものの、施工管理及び原価管理の徹底やメガソーラー架台の大型工事が完工したことなどにより好調に推移しました。

ハウジング関係につきましては、ハウスメーカー及び工務店への住宅設備機器の提案営業や、新規・深耕開拓に努めたものの低調に推移しました。

以上の結果、売上高は377億23百万円（前期比91.5%）、営業利益は19億30百万円（前期比121.7%）となりました。

（自動車関連事業）

当事業部門における国産車販売につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により消費マインドが悪化するなか、新規出店などによる店舗網の拡充や法人営業の強化に努めたことなどにより堅調に推移しました。

輸入車販売につきましても、消費マインドの悪化などによる販売台数減少に加え、店舗のリニューアルに伴う販管費の増加などにより、やや厳しい状況で推移しました。

レンタカー関係につきましては、法人客の新規・深耕開拓に努めたものの、外出自粛による需要減少などにより低調に推移しました。

以上の結果、売上高は615億5百万円（前期比98.6%）、営業利益は17億24百万円（前期比102.5%）となりました。

（海外・貿易事業）

当事業部門における海外事業関係につきましては、コロナ禍による巣ごもり需要により米国内で展開する日系スーパーマーケットでの生鮮品販売の伸長などにより好調に推移しました。

貿易事業関係につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞により、アジア向け自動車用電装部品などの輸出や海外ブランドシューズなどの販売が減少し低調に推移しました。

以上の結果、売上高は449億99百万円（前期比96.1%）、営業利益は25億47百万円（前期比119.9%）となりました。

（ペット関連事業）

当事業部門におけるペットフード・用品関係につきましては、自社ブランド商品の開発強化とホームセンターなどへの販路拡大に努めたことにより前年並みとなりました。

園芸用品関係につきましては、外出自粛に伴い家庭用園芸資材の販売が増加したほか、自社ブランド除草剤・肥料の拡販や新規・深耕開拓を推進したことにより好調に推移しました。

以上の結果、売上高は128億46百万円（前期比104.7%）、営業利益は96百万円（前期は1億60百万円の営業損失）となりました。

（ファーマシー事業）

当事業部門につきましては、地域の皆様から選ばれる「かかりつけ薬剤師・薬局」への取り組みを推進したものの、医療機関への受診抑制により来局者数が減少し厳しい状況となりました。

以上の結果、売上高は172億60百万円（前期比96.5%）、営業損失は2百万円（前期は74百万円の営業利益）となりました。

（その他の事業）

その他の事業につきましては、オフィス機器販売、リース業、運送業及び保険代理店業などを展開しており、新規顧客の獲得や提案営業の強化に努めました。

以上の結果、売上高は115億62百万円（前期比86.8%）、営業利益は12億35百万円（前期比143.9%）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました企業集団の設備投資額は140億15百万円であり、その主なものは、自動車関連事業におけるリース及びレンタル車両の購入などであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 \ 年 度 | 平成29年度 第 105 期 | 平成30年度 第 106 期 | 令和元年度 第 107 期 | 令和2年度 第 108 期 (当連結会計年度) |
|-------------------------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 447,774 | 472,995 | 453,844 | 405,332 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 10,847 | 11,076 | 11,747 | 12,977 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円) | 6,577 | 6,598 | 6,755 | 7,848 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 195.76 | 196.37 | 201.04 | 233.58 |
| 純 資 産 (百万円) | 102,885 | 107,514 | 112,508 | 119,895 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 2,900.26 | 3,032.19 | 3,173.47 | 3,381.81 |
| 総 資 産 (百万円) | 230,039 | 238,243 | 243,448 | 256,486 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第106期の期首から適用しており、第105期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---------------------|----------------|-----------------------|--------------------|
| カメイ物流サービス株式会社 | 50 百万円 | 100.0 % | 一般貨物運送、倉庫業 |
| 仙台トヨペット株式会社 | 1,424 | 76.1 | 自動車の販売 |
| 山形トヨペット株式会社 | 80 | 85.0 (うち間接所有21.2%) | 自動車の販売 |
| 三興メイビス株式会社 | 250 | 100.0 | 各種商材の輸出入 |
| 株式会社オーシマ小野商事 | 10 | 100.0 | ペット関連用品の販売 |
| Mitsuwa Corporation | 40,000 千米ドル | 100.0 | 米国におけるスーパーマーケットの運営 |

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、原油価格の動向や内需減少による競争激化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気の悪化など、厳しい状況が続くものと予想されます。

主力のエネルギー事業におきましては、石油製品の構造的な需要減少による影響が懸念されます。また、電力及び都市ガスの小売全面自由化や再生可能エネルギー事業への参入など従来の垣根を越えた異業種間の顧客獲得競争が一段と激化しております。

さらに、当社の事業基盤は国内の割合が高いことから、人口減少・少子高齢化に伴う中長期的な需要減少への対応も重要な課題であります。

このような状況のもと、当社グループは、将来にわたる持続的成長に向け、中長期的な経営戦略の実現を目指し、引き続き新規顧客獲得、新商材・新事業の開発並びにM&Aを積極的に推進し、経営基盤の拡充と国内外のネットワークの強化を図り、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

また、環境の変化に対応すべく、組織、財務、物流などの改革を継続的に実施し、経営全般にわたる一層の効率化を図り、更なる業績向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（令和3年3月31日現在）

当社グループは主として次の製品（商品及び役務を含む。）の販売などを行っております。

| 事業区分 | 主要製品 |
|----------|---|
| エネルギー事業 | 石油製品、LPガス、防災機器、化学製品、自動車用品等 |
| 食料事業 | 酒類、食品、清涼飲料、食品原料、畜産・農水産物等 |
| 建設関連事業 | 住宅設備機器、鋼材、セメント、生コンクリート、建設工事等 |
| 自動車関連事業 | 乗用車、貨物車等 |
| 海外・貿易事業 | 水産物、ベアリング、電装部品、スポーツ用品、船舶用燃料、スーパーマーケットの運営、船舶用潤滑油の輸送等 |
| ペット関連事業 | ペット用品、園芸用品、農業資材等 |
| ファーマシー事業 | 調剤薬局の運営等 |
| その他の事業 | 運送業、OA機器、通信機器、リース及びレンタル業、保険代理店業、不動産賃貸業等 |

(6) 主要な事業所（令和3年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

| | |
|-----|--|
| 本社 | 仙台市青葉区国分町三丁目1番18号 |
| 支店 | 北海道支店（札幌市豊平区）、青森支店（青森市）、八戸支店（八戸市）、岩手支店（盛岡市）、三陸支店（宮古市）、宮城支店（仙台市若林区）、気仙沼支店（気仙沼市）、秋田支店（秋田市）、山形支店（山形市）、庄内支店（酒田市）、福島支店（郡山市）、いわき支店（いわき市）、新潟支店（新潟市中央区）、東京支店（東京都中央区）、茨城支店（つくば市）、栃木支店（宇都宮市）、群馬支店（高崎市）、埼玉支店（さいたま市北区）、千葉支店（千葉市中央区）、神奈川支店（横浜市金沢区）、静岡支店（静岡市葵区）、中部支店（名古屋市中区）、関西支店（大阪市淀川区）、九州支店（福岡市中央区） |
| 油槽所 | 八戸油槽所（八戸市）、塩釜貞山油槽所（塩釜市） |

② 主要な子会社の事業所

| | |
|---------------------|----------------------|
| カメイ物流サービス株式会社 | 本社：多賀城市 |
| 仙台トヨペット株式会社 | 本社：仙台市宮城野区 |
| 山形トヨペット株式会社 | 本社：山形市 |
| 三興メイビス株式会社 | 本社：東京都新宿区 |
| 株式会社オーシマ小野商事 | 本社：栃木市 |
| Mitsuwa Corporation | 本社：Torrance, CA, USA |

(7) 従業員の状況（令和3年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|----------------|--------------|
| 5,213名（1,737名） | 101名増（183名減） |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 従業員数欄の（ ）は、臨時従業員数の年間平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------------|------------|-------|--------|
| 2,024名（905名） | 34名増（94名減） | 41.6歳 | 12.7年 |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 従業員数欄の（ ）は、臨時従業員数の年間平均雇用人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（令和3年3月31日現在）

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|-----------------------|----------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 4,850百万円 |
| 株 式 会 社 七 十 七 銀 行 | 3,150 |
| 株 式 会 社 北 日 本 銀 行 | 2,440 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 1,190 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 1,190 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (令和3年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 87,281,000株
- ② 発行済株式の総数 37,591,969株
- ③ 株主数 2,896名
- ④ 大株主の状況 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---------|-------|
| 有限会社亀井興産 | 3,000千株 | 8.93% |
| 亀井文行 | 2,506 | 7.46 |
| カメイ不動産株式会社 | 2,443 | 7.27 |
| BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND | 2,100 | 6.25 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 1,758 | 5.23 |
| 公益財団法人亀井記念財団 | 1,650 | 4.91 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 1,222 | 3.64 |
| 亀井昭伍 | 1,014 | 3.02 |
| 有限会社グリーン・ウッド | 1,000 | 2.98 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 689 | 2.05 |

(注) 1. 当社は自己株式3,991,287株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（令和3年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|---------|--|
| 代表取締役社長 | 亀 井 文 行 | カメイ物流サービス株式会社取締役 仙台トヨペット株式会社代表取締役会長 山形トヨペット株式会社取締役 三興メイビス株式会社取締役 株式会社オーシマ小野商事取締役 Mitsuya Corporation取締役 |
| 専務取締役 | 高 橋 啓 之 | 営業統括 |
| 専務取締役 | 安 部 仁 市 | 管理担当兼総合企画室長 三興メイビス株式会社取締役 Mitsuya Corporation取締役 |
| 常務取締役 | 亀 井 昭 男 | 営業担当 |
| 常務取締役 | 高 橋 清 光 | 宮城支店長 |
| 常務取締役 | 佐 藤 淳 | 中部支店長 |
| 取締役相談役 | 亀 井 淳 一 | |
| 取 締 役 | 遠 藤 良 一 | カメイ物流サービス株式会社代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 鷺 足 直 樹 | ホーム事業部長 |
| 取 締 役 | 菊 地 信 寛 | 岩手支店長 |
| 取 締 役 | 佐 藤 清 悦 | 法人営業部長 |
| 取 締 役 | 尾 町 雅 文 | 尾町雅文公認会計士事務所代表 株式会社植松商会社外取締役（監査等委員） フルテック株式会社社外取締役（監査等委員） |
| 取 締 役 | 三 井 精 一 | 株式会社仙台銀行相談役 株式会社ユアテック社外取締役 |
| 常勤監査役 | 佐々木 昌 幸 | カメイ物流サービス株式会社監査役 株式会社オーシマ小野商事監査役 三興メイビス株式会社監査役 |
| 監 査 役 | 後 藤 忠 雄 | 後藤忠雄税理士事務所所長 |
| 監 査 役 | 佐 山 博 康 | 佐山博康税理士事務所所長 |

- (注) 1. 令和2年6月26日開催の第107回定時株主総会の終結の時をもって、常勤監査役菅原正明、監査役佐藤富士夫の両氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 令和2年6月26日開催の第107回定時株主総会において、佐々木昌幸、佐山博康の両氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役尾町雅文及び三井精一の両氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役佐々木昌幸氏は、長年にわたり当社の監査部門に従事し、豊富な業

- 務経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役後藤忠雄及び佐山博康の両氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 監査役後藤忠雄及び佐山博康の両氏は、税理士としての豊富な実務経験と財務及び会計に関する専門的な知識を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|------------------|-----------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 237 (7) | 237 (7) | — (—) | — (—) | 13 (2) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 23 (10) | 23 (10) | — (—) | — (—) | 5 (3) |
| 合計 (うち社外役員) | 261 (18) | 261 (18) | — (—) | — (—) | 18 (5) |

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年3月26日開催の取締役会において、取締役報酬等の決定に関する基本方針を決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を確保できることを念頭に、社員給与と世間水準を基準とし、取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 取締役の報酬額の決定方針

取締役の報酬については月例の固定報酬とし、役員報酬規程に基づき役位に応じて決定することを基本とする。

取締役の個人別の報酬額については取締役会により一任された取締役が取締役会で承認された役員報酬規程の範囲内で決定する。

取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は平成15年6月27日であり、決議の内容は、取締役の報酬額を年額350百万円以内とするものであります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は0名）です。

監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は平成16年6月29日であり、決議の内容は、監査役の報酬額を年額60百万円以内とするものであります。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額は、取締役については、株主総会後の取締役会により一任された代表取締役社長亀井文行が方針に基づき決定しており、管理担当取締役が役員報酬規程の範囲内であることを確認しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、報酬額を決定できると判断したためであります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

1. 取締役尾町雅文氏は、尾町雅文公認会計士事務所の代表並びに株式会社植松商会及びフルテック株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。

なお、当社と尾町雅文公認会計士事務所、株式会社植松商会及びフルテック株式会社との間には特別の関係はありません。

2. 取締役三井精一氏は、株式会社仙台銀行の相談役及び株式会社ユアテックの社外取締役であります。

なお、当社と株式会社仙台銀行及び株式会社ユアテックとの間には特別の関係はありません。

3. 監査役後藤忠雄氏は、後藤忠雄税理士事務所の所長であります。

なお、当社と後藤忠雄税理士事務所との間には特別の関係はありません。

4. 監査役佐山博康氏は、佐山博康税理士事務所の所長であります。

なお、当社と佐山博康税理士事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 地 位 | 氏 名 | 主な活動の内容及び社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-------|---------|--|
| 取 締 役 | 尾 町 雅 文 | 当期開催の取締役会10回の内10回に出席し、主に公認会計士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行いました。 |
| | 三 井 精 一 | 当期開催の取締役会10回の内10回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。 |
| 監 査 役 | 後 藤 忠 雄 | 当期開催の取締役会10回の内9回に出席し、また、当期開催の監査役会11回の内11回に出席し、主に税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行いました。 |
| | 佐 山 博 康 | 令和2年6月26日就任以来、取締役会10回の内10回に出席し、また、当期開催の監査役会10回の内10回に出席し、主に税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行いました。 |

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 有限責任監査法人トーマツ
② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 80百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 100 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額を妥当と判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識に関する会計基準」の適用準備に関する助言・指導業務などであります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款、取締役会規程及びその他の社内諸規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - b. 取締役は、取締役会にて決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内諸規程等に従い、担当職務を執行する。
 - c. 取締役及び使用人は、法令、定款及び社内諸規程等を遵守するとともに、企業倫理体系（活動理念、社是、企業倫理憲章、行動基準及びコーポレート・スローガン）の趣旨、精神を尊重して行動する。
 - d. 監査役は、監査役会規程に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
 - e. 監査室は、内部監査規程に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内諸規程等の遵守状況を監査し、妥当性を検証する。
 - f. 財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の信頼性及び適正性を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会規程、稟議規程及び文書管理規程等に基づき、関係書類を適切に保存及び管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理体制構築のため、危機管理及びリスク管理に関する規程を整備するとともに、これを統括管理する危機管理委員会を設置する。
このほか、社内諸規程等を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理し、必要に応じて外部の専門家などの意見を得る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は、毎月1回定例取締役会を開催し、経営方針をはじめ、定款、取締役会規程に基づく付議事項、経営に関する重要事項及び法令で定められた事項等を審議・決定する。

- b. 取締役会は、迅速な意思決定を行うため、経営及び業務執行に関する重要事項等の協議・決定を行う機関として経営会議を設置する。
 - c. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌・職務権限規程、その他の社内諸規程等を整備し、業務執行に関する職務権限や責任の明確化を図る。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の関係会社管理規程に基づき、関係会社を管理・指導する組織を設置し、経営等に関する資料の提出を求めるとともに、関係会社業績等報告会を定期的に開催する。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の損失の危険の管理体制を構築するため、危機管理及びリスク管理に関する社内諸規程等を整備し、グループ全体のリスクを管理する。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務報告を受け、重要事項は事前に協議することなどにより、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。
 - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の役員等がグループ各社の役員等に就任するほか、当社の監査役及び内部監査部門による監査、並びに内部統制部門による財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価などにより、業務の適正性を検証する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、内部監査部門の構成員の中から監査役の職務を補助する使用人を選任する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人は監査役より監査業務に必要な事項の調査を命ぜられた場合には、その命令に関して取締役及びその他の使用人の指示命令は受けないものとする。

⑧ 第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助する使用人は、監査役職務の指示命令下に置くものとし、当該使用人の評価・人事異動等については、監査役会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。

⑨ 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役等及び使用人は、取締役会及び社内の重要な会議において、適宜、職務執行状況を監査役に報告する。また、法令、定款に違反する行為並びに財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある情報は、速やかにかつ適切に監査役に報告する。

ロ. 子会社の取締役・監査役等及び使用人等から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の監査役等を通じて、子会社の取締役・監査役等及び使用人等から報告を受けた者は、適時かつ適切に当社の監査役に報告する。また、当社の監査役から業務執行に関する事項等について報告を求められたときは、速やかにかつ適切に報告する。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報運用規程に基づき、監査役に報告したことを理由として、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、その費用等が当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査室へのインタビューや内部監査の報告等を通じて、内部監査部門と連携を確保する。監査役がその役割・責務を果たすうえで必要と考える場合には、外部の弁護士等の専門家の助言を得ることができる。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンス及びリスク管理

当社は、法令、定款及び社内諸規程等の遵守及び企業倫理体系（活動理念、社是、企業倫理憲章、行動基準及びコーポレート・スローガン）の趣旨、精神の尊重を徹底することなどにより、コンプライアンス意識の向上に努めております。

また、財務報告に係る内部統制体制を構築し、内部統制報告会の定期的な開催等により、財務報告の信頼性及び適正性を確保しております。

さらに、監査室は内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内諸規程等の遵守状況を監査し、妥当性を検証しております。

リスク管理につきましては、危機管理規程及びリスク管理規程等に基づき、リスク管理体制を構築するとともに、内部通報運用規程に基づき、内部通報窓口を設置し、適切に運用しております。

② 職務執行の適正及び効率性

当社は、取締役会を毎月1回開催し、法令、定款、取締役会規程等に基づき、経営に関する重要事項について社外取締役の意見等も踏まえ審議・決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。

また、職務執行の効率性につきましては、業務分掌・職務権限規程等に定められた権限や責任に基づき、効率的に職務を執行しております。

③ 企業集団における業務の適正の確保

当社は、関係会社管理規程に基づき、総合企画室が適宜、子会社から経営等に関する資料の提出を求めるとともに、四半期毎に関係会社業績等報告会を開催し、子会社の指導・監督を行い、経営の効率化を図っております。

また、当社役員等が子会社の役員に就任するほか、当社の監査役及び監査室が子会社の監査を実施することなどにより、業務の適正を確保しております。

④ 監査役監査の実効性の確保

監査役は、監査役会が定めた監査方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況の説明等を求めるとともに、業務、財産の調査等を通じて取締役の職務遂行の監査を行っております。

また、監査役は、監査室へのインタビューや内部監査の報告を通じて、監査室と連携することにより、監査の実効性の向上を図っております。

連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|--------------|---------|-----------------|---------|
| 流 動 資 産 | 156,253 | 流 動 負 債 | 109,724 |
| 現金及び預金 | 43,495 | 支払手形及び買掛金 | 40,061 |
| 受取手形及び売掛金 | 71,002 | 短期借入金 | 42,210 |
| リース投資資産 | 6,287 | リース債務 | 1,744 |
| 商品及び製品 | 18,800 | 未払法人税等 | 2,324 |
| 仕掛品 | 6,926 | 賞与引当金 | 1,615 |
| 原材料及び貯蔵品 | 550 | 役員賞与引当金 | 2 |
| その他 | 9,415 | その他 | 21,766 |
| 貸倒引当金 | △ 224 | 固 定 負 債 | 26,866 |
| 固 定 資 産 | 100,233 | 長期借入金 | 12,292 |
| (1) 有形固定資産 | 71,913 | リース債務 | 2,260 |
| 建物及び構築物 | 20,856 | 繰延税金負債 | 646 |
| 機械装置及び運搬具 | 10,880 | 再評価に係る繰延税金負債 | 2,275 |
| 土地 | 30,821 | 役員退職慰労引当金 | 25 |
| リース資産 | 3,086 | 特別修繕引当金 | 1 |
| 建設仮勘定 | 76 | 退職給付に係る負債 | 2,288 |
| その他 | 6,190 | 資産除去債務 | 1,150 |
| (2) 無形固定資産 | 4,540 | その他 | 5,925 |
| のれん | 1,995 | 負 債 合 計 | 136,590 |
| その他 | 2,544 | 純 資 産 の 部 | |
| (3) 投資その他の資産 | 23,780 | 株 主 資 本 | 111,054 |
| 投資有価証券 | 15,777 | 資 本 金 | 8,132 |
| 長期貸付金 | 2,121 | 資 本 剰 余 金 | 7,248 |
| 繰延税金資産 | 982 | 利 益 剰 余 金 | 99,901 |
| その他 | 5,749 | 自 己 株 式 | △ 4,227 |
| 貸倒引当金 | △ 850 | その他の包括利益累計額 | 2,576 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 2,103 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △ 0 |
| | | 土地再評価差額金 | 381 |
| | | 為替換算調整勘定 | 98 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △ 5 |
| | | 非支配株主持分 | 6,264 |
| | | 純 資 産 合 計 | 119,895 |
| 資 産 合 計 | 256,486 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 256,486 |

連結損益計算書

〔令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高 | | 405,332 |
| 売上原価 | | 334,628 |
| 売上総利益 | | 70,703 |
| 割賦販売未実現利益戻入額 | | 4,700 |
| 割賦販売未実現利益繰入額 | | 5,168 |
| 差引売上総利益 | | 70,235 |
| 販売費及び一般管理費 | | 58,731 |
| 営業利益 | | 11,504 |
| 営業外収入 | | |
| 受取利息 | 63 | |
| 受取配当金 | 254 | |
| 仕入割引 | 154 | |
| 軽油引取税還付金 | 222 | |
| 持分法による投資利益 | 98 | |
| その他 | 1,390 | 2,183 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 406 | |
| 寄附金 | 125 | |
| デリバティブ決済損 | 93 | |
| その他 | 84 | 710 |
| 特別利益 | | 12,977 |
| 固定資産売却益 | 33 | |
| 投資有価証券売却益 | 15 | |
| 関係会社株式交換益 | 641 | |
| その他 | 71 | 762 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 182 | |
| 投資有価証券評価損 | 230 | |
| 減損 | 269 | |
| その他 | 87 | 771 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 12,968 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,634 | |
| 法人税等調整額 | 73 | 4,708 |
| 当期純利益 | | 8,259 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 411 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 7,848 |

連結株主資本等変動計算書

〔令和2年4月1日から〕
〔令和3年3月31日まで〕

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 8,132 | 7,248 | 93,059 | △ 4,227 | 104,212 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △ 1,008 | | △ 1,008 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | 7,848 | | 7,848 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 1 | | 1 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △ 0 | △ 0 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | | | | | － |
| 連結会計年度中の変動額合計 | － | － | 6,842 | △ 0 | 6,842 |
| 当連結会計年度末残高 | 8,132 | 7,248 | 99,901 | △ 4,227 | 111,054 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | | | 非支配株主 持 分 | 純資産合計 |
|-------------------------------|-----------------------|--------------|----------------|--------------|------------------|-------------------|--------------|---------|
| | その他の有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損 益 | 土地再評価 差 額 金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括 利益累計額合計 | | |
| 当連結会計年度期首残高 | 1,033 | △ 3 | 383 | 977 | 27 | 2,418 | 5,877 | 112,508 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | － | | △ 1,008 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | | | | － | | 7,848 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | △ 1 | | | △ 1 | | － |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | － | | △ 0 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | 1,070 | 2 | | △ 879 | △ 32 | 160 | 387 | 547 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 1,070 | 2 | △ 1 | △ 879 | △ 32 | 158 | 387 | 7,387 |
| 当連結会計年度末残高 | 2,103 | △ 0 | 381 | 98 | △ 5 | 2,576 | 6,264 | 119,895 |

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 45社
- ・主要な連結子会社の名称
カメイ物流サービス株式会社
仙台トヨペット株式会社
山形トヨペット株式会社
三興メイビス株式会社
株式会社オーシマ小野商事
Mitsuwa Corporation

(連結の範囲の変更)

第2四半期連結会計期間より、当社の連結子会社がKamei Vietnam Joint Stock Companyの株式を令和2年8月31日に新たに取得したことにより、連結の範囲に含めております。これに伴い、同社の子会社であるPhu & Em Trading Service Co., Ltd.、Dai Minh Service and Trading Co., Ltd.及びBao Chau International Distribution Co., Ltd.を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社パシフィック
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社
の数 2社
- ・主要な会社等の名称 株式会社パシフィック
- ・持分法適用の関連会社の数 2社
- ・主要な会社等の名称 株式会社宮城テレビ放送

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社ジェームス仙台
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、Mitsuwa Corporation他13社を除いて連結決算日と一致しております。なお、当該会社他13社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3カ月以内のため、連結決算日との間に生じた重要な取引の調整を除きそのまま連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております)

・時価のないもの

主として移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法及び個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年～50年

機械装置及び運搬具 3年～15年

その他 5年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 特別修繕引当金

船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、将来の見積修繕額に基づいて計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事
工事完成基準

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ 割賦販売に係る収益の計上基準

新車、輸入車及び中古車の割賦販売については割賦基準を採用しており、割賦適用売上高は一般売上高と同一の基準で販売価額の総額を計上し、翌連結会計年度以降の収入とすべき金額に対応する割賦販売損益は、割賦販売未実現利益として繰延処理をしております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

当社及び一部の連結子会社においては、繰延ヘッジによっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を行っております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段：為替予約取引
ヘッジ対象：外貨建金銭債務及び外貨建予定取引
- b. ヘッジ手段：商品スワップ
ヘッジ対象：石油製品等の購入及び販売取引
- c. ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金

・ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は、「輸入取引規程」及び「デリバティブ取引管理規程」に基づき、通常の営業過程で生じる輸入取引に係る為替変動リスクや石油製品等の価格変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、その変動額等を基礎として、ヘッジ有効性を評価しております。

なお、ヘッジの有効性が高い為替予約取引及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

② のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生した都度判断し、適切な償却期間（5年～20年）で定額法により償却を行っております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生時にその全額を償却しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、一部の連結子会社では発生した年度に一括費用処理し、一部の連結子会社ではその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、一部の連結子会社は税込方式を採用しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和2年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

Ⅲ. 重要な会計上の見積りに関する注記

1. のれんの減損

(1) 連結計算書類に計上した金額

のれん 1,995百万円

のれんには、令和2年8月31日付でKamei Vietnam Joint Stock Companyの発行済株式の99.0%をKamei Singapore Pte. Ltd.を通じて取得し、令和2年9月30日付で連結子会社としたことに伴い生じた、のれん(951百万円)が含まれております。

(2) 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

① 算出方法

取得原価のうち、当該のれんに配分された額が相対的に多額であることから当連結会計年度末において減損の兆候を識別しており、Kamei Vietnam Joint Stock Company全社を一つの資産グループとして、Kamei Vietnam Joint Stock Companyの事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの見積額の総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しないと判断しております。

② 主要な仮定

当該割引前将来キャッシュ・フローの総額は、経営者によって承認された5年を限度とした事業計画を基礎とし、事業計画後のキャッシュ・フローは、将来の市場及びベトナム経済全体の成長率についての仮定を反映して算定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による外食需要の減少や消費マインドの悪化は、令和4年3月頃まで続くことと仮定しております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定について、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化、市場やベトナム経済の悪化等による経営環境の悪化により、見直しが必要になった場合には、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 借入金等の担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(担保提供資産)

| | |
|---------|----------|
| 建物及び構築物 | 860百万円 |
| 土地 | 3,675百万円 |
| 計 | 4,535百万円 |

(対応債務)

| | |
|-------|----------|
| 短期借入金 | 2,313百万円 |
| 長期借入金 | 244百万円 |
| 計 | 2,557百万円 |

(2) 取引保証金の代用として、担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 32百万円 |
| 土地 | 874百万円 |
| 投資有価証券 | 537百万円 |
| 定期預金 | 15百万円 |

計 1,459百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 68,946百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入に対して保証を行っております。

| | |
|-----------------|-------|
| 能代第一急便株式会社 | 0百万円 |
| 三興美比斯（北京）商貿有限公司 | 50百万円 |

(3,000千人民元)

計 51百万円

4. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額をその他の包括利益累計額の「土地再評価差額金」及び「非支配株主持分」として純資産の部に計上しております。

同法第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）

第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地

の当期末における時価の合計額が当該事業用土地

の再評価後の帳簿価額の合計額を下回った場

合の当該時価の合計額と当該再評価後の帳簿価

額の合計額との差額

3,938百万円

（うち賃貸等不動産に係る差額

168百万円）

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 37,591千株 | 一千株 | 一千株 | 37,591千株 |

2. 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 3,991千株 | 0千株 | 一千株 | 3,991千株 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

① 令和2年6月26日開催の第107回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 504百万円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 令和2年3月31日
- ・効力発生日 令和2年6月29日

② 令和2年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 504百万円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 令和2年9月30日
- ・効力発生日 令和2年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

令和3年6月29日開催の第108回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 588百万円
- ・1株当たり配当額 17円50銭
- ・基準日 令和3年3月31日
- ・効力発生日 令和3年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金を、銀行等金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は短期的な預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従いリスク軽減を図っております。また、投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注）2. 参照）。

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|------------------|---------------------|--------------|--------------|
| (1) 現金及び預金 | 43,495 | 43,495 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 71,002 | 70,319 | △683 |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 7,244 | 7,244 | — |
| 資産計 | 121,742 | 121,058 | △683 |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 40,061 | 40,061 | — |
| (2) 短期借入金 | 39,010 | 39,010 | — |
| (3) 長期借入金 | 15,492 | 15,450 | △42 |
| (4) リース債務 | 4,004 | 3,990 | △14 |
| 負債計 | 98,568 | 98,511 | △56 |

(*) 1. 長期借入金には短期借入金に含めている1年内返済予定の長期借入金の金額31億99百万円を含めて表示しております。

2. リース債務は流動負債及び固定負債の金額を合算して表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項
資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは割賦取引に係る売掛金を除き短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

なお、割賦取引に係る売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとにそのキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。また、これに対応する未実現利益が流動負債その他に51億68百万円含まれております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(4) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額85億33百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、宮城県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

令和3年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は7億31百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、減損損失は3百万円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

| 連結貸借対照表計上額（百万円） | 当連結会計年度末の時価（百万円） |
|-----------------|------------------|
| 11,051 | 12,980 |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,381円81銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 233円58銭 |

IX. その他の注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用 途 | 資 産 名 称 及 び 場 所 | 種 類 | 減損損失 (百万円) |
|----------|-------------------|-------|---------------|
| エネルギー事業 | 小売店舗他（宮城県仙台市他）2件 | 建 物 等 | 5 |
| 食 料 事 業 | 小売店舗（宮城県仙台市他）5件 | 建 物 等 | 8 |
| 自動車関連事業 | 小売店舗（福島県郡山市）1件 | 建 物 等 | 164 |
| ファーマシー事業 | 小売店舗（大阪府守口市他）13件 | 建 物 等 | 39 |
| その他の事業 | 事務所（東京都国立市）1件 | 土 地 | 49 |
| 賃 貸 資 産 | 賃貸不動産（神奈川県三浦市他）2件 | 土 地 | 3 |

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産のうち、ガソリンスタンドについては1店舗ごと、小売事業については1店舗ごと、それ以外は主として継続的に収支を把握している管理会計上の区分に基づいて区分し、賃貸資産及び遊休資産については、1物件ごとにグルーピングしております。

営業活動から生ずる継続した損失の計上、時価の著しい下落等があったため、上記の資産又は資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2億69百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物1億66百万円、土地99百万円及びその他4百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額、路線価による相続税評価額又は固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出した金額を使用し、使用価値は将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト（WACC）8.67%～8.90%で割り引いて算定しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年5月18日

カメイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
仙台事務所

| | |
|--------------------|----------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 後藤 英 俊 ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 宮澤 義 典 ㊞ |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カメイ株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カメイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

令和3年5月20日

カメイ株式会社

代表取締役社長 亀井文行殿

カメイ株式会社監査役会

常勤監査役 佐々木 昌 幸 ㊟

社外監査役 後藤 忠 雄 ㊟

社外監査役 佐山 博 康 ㊟

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第108期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|--------------|---------|--------------|---------|
| 流動資産 | 68,873 | 流動負債 | 49,527 |
| 現金及び預金 | 23,595 | 買掛金 | 27,693 |
| 受取手形 | 1,396 | 短期借入金 | 10,570 |
| 売掛金 | 26,620 | リース債 | 272 |
| 商物品 | 4,383 | 未払金 | 2,308 |
| 仕掛品 | 6,918 | 未払費用 | 557 |
| 貯蔵品 | 38 | 未払法人税等 | 1,551 |
| 前渡金 | 46 | 前受金 | 5,339 |
| 前払費用 | 347 | 預り金 | 234 |
| その他の金 | 5,554 | 賞与引当金 | 689 |
| 貸倒引当金 | △ 27 | その他 | 309 |
| 固定資産 | 73,022 | 固定負債 | 12,785 |
| (1) 有形固定資産 | 33,456 | 長期借入金 | 5,000 |
| 建物 | 7,601 | リース債 | 579 |
| 構築物 | 1,881 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,665 |
| 機械及び装置 | 2,059 | 資産除去債務 | 727 |
| 車両運搬具 | 3 | その他 | 4,813 |
| 工具、器具及び備品 | 2,259 | 負債合計 | 62,312 |
| 土地 | 18,888 | 純資産の部 | |
| リース資産 | 724 | 株主資本 | 78,127 |
| 建設仮勘定 | 37 | 資本金 | 8,132 |
| (2) 無形固定資産 | 2,046 | 資本剰余金 | 7,266 |
| のれん | 784 | 資本準備金 | 7,266 |
| 借地権 | 390 | 利益剰余金 | 66,956 |
| ソフトウェア | 308 | 利益準備金 | 2,033 |
| その他 | 563 | その他利益剰余金 | 64,922 |
| (3) 投資その他の資産 | 37,519 | 固定資産圧縮積立金 | 293 |
| 投資有価証券 | 5,934 | 別途積立金 | 22,362 |
| 関係会社株式 | 23,865 | 繰越利益剰余金 | 42,266 |
| 出資金 | 76 | 自己株式 | △ 4,227 |
| 長期貸付金 | 6,537 | 評価・換算差額等 | 1,455 |
| 破産更生債権等 | 244 | その他有価証券評価差額金 | 909 |
| 繰延税金資産 | 155 | 土地再評価差額金 | 546 |
| その他 | 3,525 | 純資産合計 | 79,583 |
| 貸倒引当金 | △ 2,820 | 負債・純資産合計 | 141,896 |
| 資産合計 | 141,896 | | |

損 益 計 算 書

〔令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------------|-------|---------|
| 売 上 高 | | 254,717 |
| 売 上 原 価 | | 220,886 |
| 売 上 総 利 益 | | 33,831 |
| そ の 他 の 営 業 収 益 | | 2,335 |
| 営 業 総 利 益 | | 36,166 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 29,583 |
| 営 業 利 益 | | 6,583 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 60 | |
| 受 取 配 当 金 | 792 | |
| 仕 入 割 引 | 151 | |
| 軽 油 引 取 税 還 付 金 | 222 | |
| そ の 他 | 747 | 1,974 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 128 | |
| 寄 付 金 | 125 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 23 | |
| デ リ バ テ ィ ブ 決 済 損 失 | 93 | |
| そ の 他 | 129 | 500 |
| 経 常 利 益 | | 8,057 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 18 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 0 | 18 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 失 | 135 | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 失 | 230 | |
| 減 損 損 失 | 52 | |
| そ の 他 | 45 | 464 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 7,611 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,850 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 15 | 2,835 |
| 当 期 純 利 益 | | 4,776 |

株主資本等変動計算書

〔令和2年4月1日から〕
〔令和3年3月31日まで〕

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|-------|---------|-------|----------|-----------|--------|---------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | 特別償却準備金 | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当事業年度期首残高 | 8,132 | 7,266 | 7,266 | 2,033 | 61 | 296 | 22,362 | 38,432 | 63,185 | △ 4,227 | 74,357 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | - | | | △ 3 | | 3 | - | | - |
| 特別償却準備金の取崩 | | | - | △ 61 | | | | 61 | - | | - |
| 剰余金の配当 | | | - | | | | | △ 1,008 | △ 1,008 | | △ 1,008 |
| 当期純利益 | | | - | | | | | 4,776 | 4,776 | | 4,776 |
| 土地評価差額金の取崩 | | | - | | | | | 1 | 1 | | 1 |
| 自己株式の取得 | | | - | | | | | - | - | △ 0 | △ 0 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | - | | | | | - | - | | - |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | - | △ 61 | △ 3 | - | 3,834 | 3,770 | △ 0 | 3,770 |
| 当事業年度末残高 | 8,132 | 7,266 | 7,266 | 2,033 | - | 293 | 22,362 | 42,266 | 66,956 | △ 4,227 | 78,127 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|---------|-------------|----------------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価 差額 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当事業年度期首残高 | 256 | △ 5 | 548 | 799 | 75,157 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | - | - |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | - | - |
| 剰余金の配当 | | | | - | △ 1,008 |
| 当期純利益 | | | | - | 4,776 |
| 土地評価差額金の取崩 | | | △ 1 | △ 1 | - |
| 自己株式の取得 | | | | - | △ 0 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 652 | 5 | | 658 | 658 |
| 事業年度中の変動額合計 | 652 | 5 | △ 1 | 656 | 4,426 |
| 当事業年度末残高 | 909 | - | 546 | 1,455 | 79,583 |

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法及び個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|---------|
| 建物 | 15年～50年 |
| 構築物 | 15年～40年 |
| 機械及び装置 | 8年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 6年～15年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 投資その他の資産（受益者負担金）

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ② その他の工事
工事完成基準
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) ヘッジ会計の方法
- ・ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジによっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を行っております。
 - ・ヘッジ手段とヘッジ対象
 - a. ヘッジ手段：為替予約取引
ヘッジ対象：外貨建金銭債務及び外貨建予定取引
 - b. ヘッジ手段：商品スワップ
ヘッジ対象：石油製品等の購入及び販売取引
 - c. ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金
 - ・ヘッジ方針
当社は、「輸入取引規程」及び「デリバティブ取引管理規程」に基づき、通常の営業過程で生じる輸入取引に係る為替変動リスクや石油製品等の価格変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
 - ・ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、その変動額等を基礎として、ヘッジ有効性を評価しております。
なお、ヘッジの有効性が高い為替予約取引及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和2年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、個別注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

Ⅲ. 重要な会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式の評価

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式 23,865百万円

関係会社株式には、子会社であるKamei Singapore Pte. Ltd.に係る関係会社株式(6,371百万円)が含まれております。

(2) 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

① 算出方法

令和2年8月31日付でKamei Singapore Pte. Ltd.を通じてKamei Vietnam Joint Stock Companyの株式を取得しておりますが、超過収益力を見込んで取得していることから、計画と乖離が見られ、Kamei Vietnam Joint Stock Company株式の減額処理が必要となった場合には、投資元であるKamei Singapore Pte. Ltd.の財政状態が悪化することにより、株式の実質価額が著しく低下する可能性があります。

Kamei Vietnam Joint Stock Company株式については、事業計画等の実行可能性や経営環境の外部要因等を勘案して総合的に検討した結果、超過収益力等を含む実質価額は著しく低下していないため、株式の減額処理は不要と判断しております。

② 主要な仮定

超過収益力等を含む実質価額は、経営者によって承認された5年を限度とした事業計画を基礎とし、事業計画後のキャッシュ・フローは、将来の市場及びベトナム経済全体の成長率についての仮定を反映して算定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による外食需要の減少や消費マインドの悪化は、令和4年3月頃まで続くと仮定しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定について、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化、市場やベトナム経済の悪化等による経営環境の悪化により、見直しが必要になった場合には、翌事業年度において、株式の減額処理が必要となる可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 借入金等の担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(担保提供資産)

| | | |
|---|---|----------|
| 建 | 物 | 66百万円 |
| 土 | 地 | 2,419百万円 |
| 計 | | 2,485百万円 |

(対応債務)

| | |
|-------|----------|
| 短期借入金 | 2,010百万円 |
|-------|----------|

| | |
|--|-------------------|
| (2) 取引保証金の代用として、担保に供している資産は次のとおりであります。 | |
| 建 物 | 32百万円 |
| 土 地 | 874百万円 |
| 投資有価証券 | 537百万円 |
| 計 | 1,443百万円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 32,519百万円 |
| 3. 保証債務 | |
| (1) 下記の会社の金融機関等からの借入に対して保証を行っております。 | |
| Lee Huat Yap Kee Pte. Ltd. | 1,843百万円 |
| | (22,181千シンガポールドル) |
| (2) 下記の会社の取引上の債務に対して保証を行っております。 | |
| カメイオート株式会社 | 778百万円 |
| カメイオート北海道株式会社 | 391百万円 |
| 計 | 1,169百万円 |
| 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| (1) 短期金銭債権 | 667百万円 |
| (2) 長期金銭債権 | 6,364百万円 |
| (3) 短期金銭債務 | 974百万円 |
| (4) 長期金銭債務 | 515百万円 |
| 5. 土地再評価法の適用 | |
| 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を評価・換算差額等の「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 | |
| 同法第3条第3項に定める再評価の方法 | |
| 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号） | |
| 第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算出しております。 | |
| 再評価を行った年月日 | 平成14年3月31日 |
| 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回った場合の当該時価の合計額と当該再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | |
| | 3,112百万円 |
| （うち賃貸等不動産に係る差額 | 113百万円） |

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

| | |
|----------------|----------|
| (1) 売上高 | 3,951百万円 |
| (2) 仕入高 | 1,677百万円 |
| (3) その他の営業取引高 | 4,201百万円 |
| (4) 営業取引以外の取引高 | 1,098百万円 |

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用 途 | 資 産 名 称 及 び 場 所 | 種 類 | 減損損失 (百万円) |
|----------|-------------------|-------|---------------|
| エネルギー事業 | 小売店舗他（宮城県仙台市他）2件 | 建 物 等 | 5 |
| 食 料 事 業 | 小売店舗（宮城県仙台市他）5件 | 建 物 等 | 8 |
| ファーマシー事業 | 小売店舗（大阪府守口市他）6件 | 建 物 等 | 35 |
| 貸 貸 資 産 | 賃貸不動産（神奈川県三浦市他）2件 | 土 地 | 3 |

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産のうち、ガソリンスタンドについては1店舗ごと、小売事業については1店舗ごと、それ以外は主として継続的に収支を把握している管理会計上の区分に基づいて区分し、賃貸資産及び遊休資産については、1物件ごとにグルーピングしております。

営業活動から生ずる継続した損失の計上、時価の著しい下落等があったため、上記の資産又は資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額52百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物42百万円、その他10百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額、路線価による相続税評価額又は固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出した金額を使用し、使用価値は将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト（WACC）8.67%～8.90%で割り引いて算定しております。

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記
自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 3,991千株 | 0千株 | 一千株 | 3,991千株 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|---------|----------|
| 未払事業税 | 94百万円 |
| 共済会等留保金 | 7百万円 |
| 賞与引当金 | 211百万円 |
| 貸倒引当金 | 868百万円 |
| 投資有価証券 | 1,431百万円 |
| 有形固定資産 | 2,528百万円 |
| 無形固定資産 | 289百万円 |
| その他 | 530百万円 |

繰延税金資産小計 5,961百万円

評価性引当額 △5,272百万円

繰延税金資産合計 689百万円

繰延税金負債

| | |
|--------------|----------|
| その他有価証券評価差額金 | △ 348百万円 |
| 固定資産圧縮積立金 | △ 128百万円 |
| その他 | △ 56百万円 |

繰延税金負債合計 △ 533百万円

繰延税金資産の純額 155百万円

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価差額金 △1,665百万円

VIII. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品

② 無形固定資産

ソフトウェア

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内 394百万円

1年超 2,027百万円

合 計 2,422百万円

3. オペレーティング・リース取引（貸主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内 196百万円

1年超 2,688百万円

合 計 2,884百万円

IX. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------------------|--------|----------------------|-----------------|-------------------|-----------|----------------|-----------|----|-----------|
| 子会社 | Lee Huat Yap Kee Pte. Ltd. | シンガポール | 174 (2百万シンガポールドル) | 船舶用潤滑油の保管・輸送・納入 | 100.0 | 役員の兼任 | 債務保証 (注)2.) | 1,843 | - | - |

(注) 1. 取引金額には消費税等は含めず表示しております。

2. 取引上の債務又は金融機関からの借入に対して保証を行っております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

Lee Huat Yap Kee Pte. Ltd. に対する債務保証については、保証料は受領しておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 氏名 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|------------|------|-------------------|--|---------------------------|------------|------------|---------------|---------------|----|---------------|
| | | | | | 役員 の兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 役員 | 亀井文行 | - | 当 社 代表取締役 社 長 カメイ 不動産 代表取締役 社 長 | 被所有 直接7.46 | - | - | 事務所 賃借料 | 31 | - | - |
| | | | 当 社 代表取締役 社 長 (公財)カ メイ社会 教育振 興財団 理事 長 | | - | - | 運営資金 等の寄付 | 106 | - | - |
| 役員 の近親者 | 亀井昭伍 | - | 当 社 相 談 役 (公財)亀 井 記 念 財 団 理 事 長 | 被所有 直接3.02 | - | - | 運営資金 の 寄 付 | 19 | - | - |

- (注) 1. 上記のカメイ不動産株式会社、公益財団法人カメイ社会教育振興財団及び公益財団法人亀井記念財団との取引は、いわゆる第三者のための取引であります。
2. 取引金額には消費税等は含めず表示しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ① カメイ不動産株式会社との取引は、役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社との取引に該当しております。
 - ② 事務所賃借料は近隣の賃料を参考にして、同等の価格によっております。
 - ③ 公益財団法人カメイ社会教育振興財団への寄付は、同財団よりの寄付要請によるものであります。
なお、この取引は令和2年2月25日の取締役会において承認されております。
 - ④ 公益財団法人亀井記念財団への寄付は、同財団よりの寄付要請によるものであります。
なお、この取引は令和2年2月25日の取締役会において承認されております。

X. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,368円52銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 142円15銭 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年5月18日

カメイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
仙台事務所

| | |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 後藤 英俊 ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 宮澤 義典 ㊞ |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カメイ株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

令和3年5月20日

カメイ株式会社

代表取締役社長 亀井文行殿

カメイ株式会社監査役会

常勤監査役 佐々木 昌 幸 ㊟

社外監査役 後藤 忠 雄 ㊟

社外監査役 佐山 博 康 ㊟

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営政策の一つと位置付けております。将来とも健全な経営基盤のもとに発展していくため、財務体質の強化を図り、適切な内部留保に努めるとともに、継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案し、当社普通株式1株につき前期と比べ2円50銭増配し、17円50銭とさせていただきたいと存じます。

これにより中間配当金（1株につき15円）を加えました通期の配当金は、1株につき32円50銭となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金17円50銭 総額588,011,935円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和3年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役13名全員が任期満了となります。

つきましては、執行役員制度を導入し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行なえるよう4名減員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|---|--------------------------------------|--|------------|
| 1 | かめい ふうみ ぶんぎ 亀井文行 (昭和37年2月18日生) | 平成4年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役エネルギー本部長補佐 平成10年4月 当社常務取締役エネルギー本部長 平成13年6月 当社代表取締役専務エネルギー本部長、営業部門統括 平成14年4月 当社代表取締役副社長 平成15年6月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) カメイ物流サービス株式会社取締役 仙台トヨペット株式会社代表取締役会長 山形トヨペット株式会社取締役 三興メイビス株式会社取締役 株式会社オーシマ小野商事取締役 Mitsuwa Corporation取締役 | 2,506,795株 |
| [取締役候補者とした理由] 亀井文行氏は、平成15年6月以降、当社の代表取締役社長を務めており、経営全般にわたる豊富な経験と、高い能力・見識を有しております。また、平成8年6月に取締役就任以降、職務を適切に遂行しており、引き続き企業価値向上に貢献することができると判断し、取締役候補者としていたしました。 | | | |
| 2 | かめい しょうお しょう 亀井昭男 (昭和42年8月7日生) | 平成10年4月 当社入社 平成10年4月 仙台コカ・コーラボトリング株式会社(現 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社) 出向 平成14年12月 同社代表取締役副社長 平成27年4月 当社総合企画室次長 平成28年4月 当社名古屋支店長 平成29年6月 当社取締役名古屋支店長 令和2年4月 当社常務取締役営業担当 現在に至る | 14,520株 |
| [取締役候補者とした理由] 亀井昭男氏は、長年にわたり当社グループ企業の経営や本・支店の営業活動全般に携わるなど、豊富な経験と、高い能力・見識を有しております。また、平成29年6月に取締役就任以降、職務を適切に遂行しており、引き続き企業価値向上に貢献することができると判断し、取締役候補者としていたしました。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-------|--|---|------------|
| 3 | たか はし ひろ き 高橋啓之 (昭和28年4月17日生) | 昭和53年4月 当社入社 平成18年4月 当社ファーマシー事業部長 平成23年6月 当社取締役ファーマシー事業部長 平成27年4月 当社常務取締役ファーマシー事業部長 平成30年4月 当社専務取締役営業担当 令和2年4月 当社専務取締役営業統括 現在に至る | 17,200株 |
| | 〔取締役候補者とした理由〕 高橋啓之氏は、長年にわたり営業部門全般を統括するなど、豊富な実務経験と、高い能力・見識を有しております。また、平成23年6月に取締役就任以降、職務を適切に遂行しており、引き続き企業価値向上に貢献することができると判断し、取締役候補者いたしました。 | | |
| 4 | あ べ じん いち 安部仁市 (昭和32年3月28日生) | 昭和56年4月 当社入社 平成20年4月 当社総合企画室長 平成24年6月 当社取締役総合企画室長 平成30年4月 当社常務取締役総合企画室長 令和2年4月 当社専務取締役管理担当兼総合企画室長 現在に至る (重要な兼職の状況) 三興メイビス株式会社取締役 Mitsuwa Corporation取締役 | 12,500株 |
| | 〔取締役候補者とした理由〕 安部仁市氏は、長年にわたり管理部門全般を担当するなど、豊富な実務経験と、高い能力・見識を有しております。また、平成24年6月に取締役就任以降、職務を適切に遂行しており、引き続き企業価値向上に貢献することができると判断し、取締役候補者いたしました。 | | |
| 5 | たか はし きよ みつ 高橋清光 (昭和30年7月26日生) | 昭和55年4月 当社入社 平成21年4月 当社静岡支店長 平成22年4月 当社建設資材部長 平成26年6月 当社取締役建設資材部長 平成30年4月 当社常務取締役宮城支店長 現在に至る | 14,400株 |
| | 〔取締役候補者とした理由〕 高橋清光氏は、長年にわたり本・支店の営業活動全般に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・見識を有しております。また、平成26年6月に取締役就任以降、職務を適切に遂行しており、引き続き企業価値向上に貢献することができると判断し、取締役候補者いたしました。 | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-----------|--|---|------------|
| 6 | さとう あつし 佐藤 淳 (昭和32年9月12日生) | 昭和55年4月 当社入社 平成19年4月 当社東京支店長 平成22年4月 当社法人営業部長 平成24年6月 当社取締役法人営業部長 平成30年4月 当社常務取締役法人営業部長 令和2年4月 当社常務取締役中部支店長 現在に至る | 15,400株 |
| | <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>佐藤 淳氏は、長年にわたり本・支店の営業活動全般に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・見識を有しております。また、平成24年6月に取締役就任以降、職務を適切に遂行しており、引き続き企業価値向上に貢献できると判断し、取締役候補者いたしました。</p> | | |
| 7 | かめ い じゅん いち 亀井 淳一 (昭和37年2月16日生) | 平成4年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役東京支店長補佐 平成10年4月 当社常務取締役東京支店長 平成13年6月 当社専務取締役東京支店長、関東地区統括 平成14年4月 当社専務取締役東京支店長、営業部門管掌 平成15年4月 当社専務取締役 平成21年6月 当社取締役 平成25年6月 当社専務取締役 令和2年4月 当社取締役相談役 現在に至る | 25,720株 |
| | <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>亀井淳一氏は、長年にわたり営業部門全般を担当するなど、豊富な実務経験と、高い能力・見識を有しております。また、平成8年6月に取締役就任以降、職務を適切に遂行しており、引き続き企業価値向上に貢献できると判断し、取締役候補者いたしました。</p> | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|---|--|--|------------|
| 8 | お まち まさ ふみ 尾 町 雅 文 (昭和28年6月26日生) | 平成元年8月 公認会計士登録 平成7年4月 有限責任監査法人トーマツ入社 平成23年10月 尾町雅文公認会計士事務所代表 現在に至る 平成26年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 尾町雅文公認会計士事務所代表 株式会社植松商会社外取締役(監査等委員) フルテック株式会社社外取締役(監査等委員) | — |
| 〔社外取締役候補者とした理由〕 尾町雅文氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての豊富な経験と専門的な知識を有しております。平成26年6月に社外取締役就任以降、独立した客観的な立場から職務を適切に遂行しており、引き続き経営全般に対して同氏の知見を活かした監督及び助言などにより企業価値向上に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者としていたしました。 | | | |
| 9 | みつ い せい いち 三 井 精 一 (昭和17年7月11日生) | 昭和41年4月 株式会社振興相互銀行(現 株式会社仙台銀行) 入行 平成13年6月 同行代表取締役頭取 平成24年10月 株式会社じもとホールディングス代表取締役会長(平成25年6月退任) 平成25年6月 株式会社仙台銀行取締役会長 平成26年6月 同行相談役 令和元年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社仙台銀行相談役 株式会社ユアテック社外取締役 | — |
| 〔社外取締役候補者とした理由〕 三井精一氏は、株式会社仙台銀行や株式会社じもとホールディングスの経営に携わるなど、経営者としての豊富な経験と、高い能力・見識を有しております。令和元年6月に社外取締役就任以降、独立した客観的な立場から職務を適切に遂行しており、引き続き経営全般について同氏の知見を活かした監督及び助言などにより企業価値向上に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者としていたしました。 | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 尾町雅文、三井精一の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 尾町雅文氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年になります。
4. 三井精一氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 尾町雅文、三井精一の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

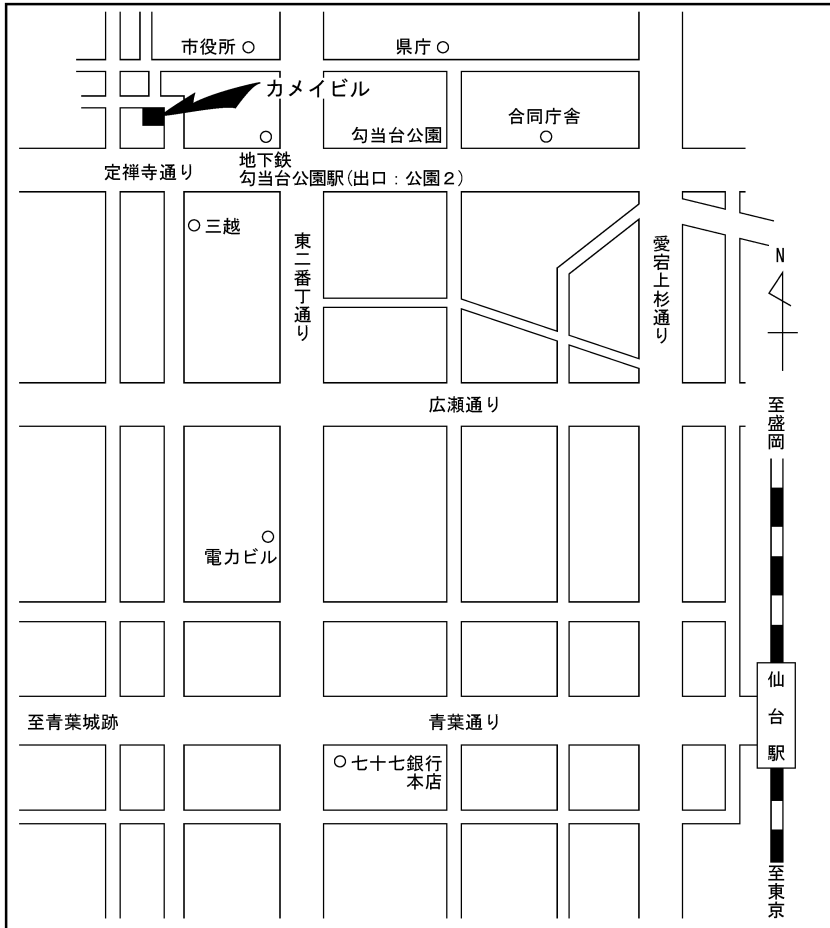
以 上

第108回定時株主総会会場ご案内図

会場 仙台市青葉区国分町三丁目1番18号
カメイビル 9階
電話(022)264-6111(代表)

交通 JR仙台駅西口より徒歩20分
地下鉄勾当台公園駅(出口:公園2)より徒歩3分

[会場付近略図]



※会場には本総会のための駐車場・駐輪場の用意はございません。